

14パソ協137号  
平成14年9月10日

行政改革推進事務局行政委託型公益法人等改革推進室 御中

社団法人日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会  
会長 川島 正夫

## 「公益法人制度の抜本的改革に向けて（論点整理）」に関する意見書

「公益法人制度の抜本的改革に向けて（論点整理）」（以下「本件」という）について、当協会では会員企業より意見聴取し検討した結果、下記の通り意見書を提出致しますので、本意見書の趣旨を十分お汲み取りいただき、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本意見書の内容に関するお問い合わせは、文末の連絡先までお願い申し上げます。

- 記 -

### 1. 総論

当協会は、1986年に設立した社団法人で、パーソナルコンピュータソフトウェアに係わる開発、流通、販売、各種サービスなどの事業を行っている企業等約450社を構成員（会員企業）として、パーソナルコンピュータソフトウェア産業の育成・発展に貢献している団体である。

我が国のコンピュータ及びソフトウェアの産業においては、IT先進国である欧米諸国等と比べて、国際競争力を持ったソフトウェアの開発などの面で大きく立ち遅れており、特にベーシックソフトウェア（OS等）やアプリケーションソフトウェアなどの分野においては、米国等からの圧倒的な輸入超過となっている。また、我が国のソフトウェア産業は、欧米諸国等と比べて未だ発展途上の段階にあり、国際競争力を持ったソフトウェア企業や技術者の育成などが大きな課題となっている。

ゆえに、パーソナルコンピュータソフトウェア産業界における当協会の役割は大きく、公益法人として、ソフトウェアに係わる税制問題や知的財産権問題に関する研究及び政策提言、並びにベンチャー企業や技術者の育成・支援など、公益的な幅広い活動を行っている。

本件については、昨今の社会・経済情勢及び公益法人制度改革の世論などを踏まえ、公益法人の今後の在り方や改革の方向性など、総論として賛成である。

しかしながら、抜本的改革を行う際には、現存の公益法人を全て一律に取り扱うべきではなく、各公益法人の役割や業界における必要性など、様々な実状に照らした柔軟な対応を期待する。また、今後「公益法人制度等改革大綱（仮称）」を取りまとめるにあたっては、各方面より様々な意見を聴取し、十分に時間をかけて慎重な議論をいただくことをお願いしたい。

## 2. 各論

### (1) 「3 (1) 法人類型」について

「イ（改革パターン）」の場合、「非営利・公益法人（仮称）」と「中間法人（仮称）」の公益性の判断が難しく、それらを定義して現存の公益法人をあてはめた場合には、無用な混乱を招く可能性がある。

よって、できるだけシンプルで、かつ情報公開等によって運営実態等を順次チェックする仕組みを定義することの方が重要であり、法人設立が簡便で、より抜本的かつ体系的な見直しとなる「ア（改革パターン）」が適切である。

### (2) 「3 (2) 法人格取得」について

法人類型の「ア（改革パターン）」に従って、法人設立が簡便で行政庁の関与が少ない「ア（改革パターン）」の登記のみ（準則主義）にすることが望ましい。

### (3) 「3 (3) 公益性の判断」について

公益法人制度の実際の運用面から見た場合、「ア」の公益性の判断は税法の適用についてのみ行われることが望ましい。また、公益法人によっては、関係業界や一般社会などの不特定多数に対する貢献活動として、様々なサービス事業等を行っており、その事業収入から経費等を差し引いて利益が発生する場合には、適切に課税するべきであると考えらる。

「イ」の場合には、公益について法律上明確にする必要があり、また、公益法人

の公益性を個別に判断する仕組みを設けなければならないので、それらを定義・判断することは非常に難しいと思われる。また、それらを定義・判断したとしても、一般社会から見た場合に、その判断基準等が客観的に分かりにくくなることが予測され、「イの 」いずれを用いても、事業活動が実態等とかけ離れていながら、それらの制度等を有効活用して優遇税制を受けようとする公益法人が存在し続けることとなる。

むしろ、定款にて公益の要件を定めたり、公益性の判断を行政庁が認証したりして、活動の範囲を表面的に制限するのではなく、税制上の措置の観点から一定のものを区分することの可否を検討し、公益法人と言えども、事業や活動の実態に照らして、適切な課税を行うべきである。

(4) 「3 (4) 適正運営の確保」について

公益法人の在り方や適正な運営のチェックなどの観点からも、「ア、イ、ウ」は必要な措置であり、概ね賛成したいと考えている。

但し、セルフ・ガバナンスの確立やディスクロージャー制度の確立にあたっては、明確な運用指針等を早い段階にて公表していただくとともに、情報公開等の準備を行うための十分な期間等が得られるように配慮をいただきたい。また、監査請求や情報公開請求などについては、悪意等を持った制度の乱用や重要情報等の流用などの無用なトラブルを避けるためにも、請求の方法や範囲などの具体的な面において一定の制限等を加えるように検討をいただきたい。

(5) 「3 (5) 税制上の措置」について

「アの 」及び「イの 」のいずれも、今後の検討課題の解決が非常に困難になることが予測され、各公益法人の実態と照らして有効に機能させなければならないことが、事実上形骸化しかねないと思われる。

よって、「アの 」のように、公益性のある活動や事業については、税制上の一定基準に該当するものを区分して優遇する仕組みを設け、同時にそれ以外のものについては、税制上不公平のないように、事業や活動の実態に照らして、適切な課税を行うべきである。

(6) 「3 (6) 現存する公益法人の他法人類型への移行」について

現存する公益法人は、民法第34条によって規定されるものであって、また、主務官庁の許可によって公益法人として既に認められているものであるから、「アの

」が示すような公益性の再判定は、本来であれば必要ない。

しかしながら、昨今の社会・経済情勢及び公益法人制度に対する批判等を十分思慮すると、公益法人の中には、業界において既に役割を終えて実質的な活動がほとんど行われていない法人や、事業の実態として傘下のファミリー企業等に利益を誘導している法人も少なくなく、にもかかわらず、それらの公益法人は、制度等を有効活用して優遇税制を受けているのではないかと思われる。

ゆえに、公益性の判断をあらためて行い、再度認められた法人のみを公益法人として移行する方法論は、公益法人制度を抜本的に改革する観点からは、必要であると言わざるを得ない。

但し、「アの 」の整理等を行うにあたっては、判定の機関・方法・基準・期間などを慎重に検討いただくとともに、判定の際に全て一律的な取り扱いにするのではなく、各公益法人の役割や業界における必要性など、様々な実状に照らした柔軟な対応をお願いしたい。

#### (7) その他

本件の論点整理の内容からは外れるが、「公益法人制度等改革大綱（仮称）」を策定するには、法人格を持たない協議会等の任意団体の取り扱いや、それらに対する課税等の税務当局の見解なども是非付け加えていただきたい。

以上

連絡先：社団法人日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会（JPSA） 専務理事 山内 敏嗣、 業務課 西村 〒101-0041 東京都千代田区神田須田町2-3 須田町ヴェルデビル4F TEL：03-3253-9166 FAX：03-3253-0159 E-mail：gyoumu@jpsa.or.jp http://www.jpsa.or.jp/
--